

選択約款新旧対照表（城崎地区）

以下、主な変更箇所を記しています。
全内容につきましては、各種選択約款をご一読ください。

選択約款 ***契約（城崎地区）	選択約款 ***契約（城崎地区）（新）	備考
<p style="text-align: center;">*** （城崎地区） 〈選択約款〉 平成28年7月1日実施 豊岡エネルギー株式会社</p>	<p style="text-align: center;">*** （城崎地区） 〈選択約款〉 平成29年4月1日実施 豊岡エネルギー株式会社</p>	<p style="text-align: center;">変更</p>
<p>2. 選択約款の届出及び変更</p> <p>(1) この選択約款は、ガス事業法第17条第7項の規定にもとづき、近畿経済産業局長に届け出たものです。</p> <p>(2) 当社は、この選択約款を変更し、近畿経済産業局長に届け出ることがあります。この場合には、ガス料金（以下「料金」といいます。）その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。</p>	<p>2. この選択約款の変更</p> <p>(1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。</p> <p>(2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。</p> <p>(3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。</p> <p>① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようと</p>	<p>現約款（1）～（2）削除</p> <p>（1）～（4）追加</p>

選択約款 ***契約 (城崎地区)	選択約款 ***契約 (城崎地区) (新)	備考
	<p>する事項のみを説明し、記載します。</p> <p>② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。</p> <p>(4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に係る費用負担以外の条件の変更等、その他の個別供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。</p>	
<p>3. 用語の定義</p> <p>(1) ~ (8) 略</p> <p>(9) 「単位料金」とは、9に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。</p>	<p>3. 用語の定義</p> <p>(1) ~ (7) 略</p> <p>(8) 「単位料金の調整」とは、当社が別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は一般ガス小売供給約款（豊岡地区）23の規定により、本選択約款別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定することをいいます。</p> <p>(9) 略</p>	<p>(8) 追加 現約款(9) 削除</p>
<p>付 則</p> <p>1. 本選択約款の実施期日 本選択約款は、平成28年7月1日から実施いたします。</p>	<p>付 則</p> <p>1. 本選択約款の実施期日 本選択約款は、平成29年4月1日から実施いたします。</p>	<p>変更</p>